

第31号議案

芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成24年2月21日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

給水人口及び給水量の見直しに伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年芦屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「94,100人」を「98,600人」に改め、同条第4項中「57,200立方メートル」を「41,800立方メートル」に改める。

第3条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第6条（見出しを含む。）中「寄付」を「寄附」に改める。

第7条第3項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

別表中「別表」を「別表（第2条関係）」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市水道事業の設置等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

給水人口及び給水量の見直しに伴い，関係条文を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 給水人口及び給水量の改正（第2条関係）

ア 給水人口を98,600人（現行は，94,100人）に改める。

イ 1日最大給水量を41,800立方メートル（現行は，57,200立方メートル）に改める。

(2) その他字句の整理

3 施行期日

平成24年4月1日